

委託業務特記仕様書（令和6年5月1日以降適用）

（共通仕様書の適用）

- 第1条** 本業務は、「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に基づき実施しなければならない。なお、これらに定めのないもので、港湾設計・測量・調査等業務にあつては「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書（国土交通省港湾局）」に基づき実施しなければならない。
- 2 ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針等は改定された最新のものとする。なお、業務途中で改定された場合はこの限りでない。

（共通仕様書の変更・追加事項）

- 第2条** 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に対する【変更】及び【追加】仕様事項は、次のホームページに掲載の「委託業務共通仕様書（変更・追加事項）」のとおりとする。なお、入札公告日又は指名通知日における最新のものを適用するものとする。

委託業務共通仕様書について

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/2009033100099>

（共通仕様書の読み替え）

- 第3条** 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」において、「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木事業設計業務編】」とあるのは「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木設計等業務編】」と、読み替えるものとする。

（成績評定の選択制（試行））

- 第4条** 当初業務委託料（税込み）が100万円を超え500万円未満及び、変更契約で業務委託料が100万円を超えた土木工事に係る測量、設計、試験及び調査の委託業務（建物調査、不動産鑑定、除草、現場施工管理等の委託業務は除く）は、別に定める「委託業務（土木）成績評定の選択制試行要領」を適用する。
- 2 前項の対象業務の受注者は、契約時、評定の実施の意向について、「委託業務（土木）成績評定に関する意向確認書」を発注者契約担当に提出しなければならない。
- 3 履行途中の評定の意向変更は原則認めないこととする。ただし、成績評定を希望した場合において、完了時、変更契約により業務委託料（税込み）が100万円以下となった場合は、評定は行わないものとする。

委託業務（土木）成績評定の選択制試行要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7215929/>

（受発注者共同による品質確保）

- 第5条** 重要構造物（橋梁、トンネル、樋門、砂防等）設計や、補修設計において、必要であると判断された場合は、情報共有（設計条件の留意点、関連業務の進捗状況、設計変更の提案等）・設計方針の確認を目的とした、合同現地踏査等の発注者、受注者（測量、地質、調査、設計）で設計条件・方針を確認できる場を設けることができるものとする。
- なお、費用及び参加者等の詳細については、監督員と協議の上、決定するものとする。

（ウィークリースタンス）

- 第6条** 本業務は、ウィークリースタンス（受発注者で1週間のルール（スタンス）を目標として定め、計画的に業務を履行する）の対象業務であり、次の各号に取り組まなければならない。
- (1) ウェンズデー・ホーム（水曜日は定時の帰宅を心がける。）

- (2) マンデー・ノーピリオド（月曜日（連休明け）を依頼の期限日としない。）
- (3) フライデー・ノーリクエスト（金曜日（連休前）に依頼をしない。）
- 2 前項第1号は必ず実施するものとし、第2号及び第3号についてはどちらか一方は必ず実施しなければならない。なお、前項第1号から第3号に加えて別の取組を行うことを妨げない。
- 3 ウィークリースタンスとして取り組む内容は、初回打合せ時に受発注者の協議によって決定する。決定した内容は打合せ記録簿に整理し、受発注者間で共有する。
- 4 受発注者は、中間打合せ等を利用して取り組みのフォローアップ等を行わなければならない。
- 5 ウィークリースタンスの取組は、業務の進捗に差し支えない範囲で実施する。

（Web会議【発注者指定型】）

第7条 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「Web会議（発注者指定型）」の対象業務であり、別に定める「Web会議実施要領」を適用する。

- 2 Web会議は、業務着手時の打合せにおいて受発注者の協議により実施の範囲等を決定するものとする。

Web会議実施要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5035846/>

（Web検査【発注者指定型】）

第8条 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「Web検査（発注者指定型）」の対象業務であり、別に定める「Web会議実施要領」を適用する。

- 2 Web検査は、業務着手時の打合せにおいて受発注者の協議により実施の範囲等を決定するものとする。

Web会議実施要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5035846/>

（業務箇所への遠隔臨場【受注者希望型】）

第9条 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「遠隔臨場（受注者希望型）」の対象業務であり、別に定める「委託業務における遠隔臨場に関する実施要領」を適用する。

- 2 受注者は、遠隔臨場の実施を希望する場合は、業務着手時の打合せにおいて発注者と協議し、実施を決定するものとする。

委託業務における遠隔臨場に関する実施要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7215928/>

（情報共有システム活用業務【受注者希望型】）

第10条 受注者は、情報共有システム（以下「システム」という。）の活用を希望する場合は、監督員の承諾を得たうえで、システム活用の試行対象業務（以下、「対象業務」という）とすることができる。

- 2 対象業務は、次のURLにある「情報共有システム活用試行要領について」を適用することとする。

情報共有システム活用試行要領

徳島県CALS/EC <https://e-denshinyusatsu.pref.tokushima.lg.jp/cals/category/download/jyouhoukyouyuu/>

（本業務の特記仕様事項）

第11条 本業務における特記仕様事項は、次のとおりとする。

打樋川他水害対策検討業務 特記仕様書

1 目的

本業務は、打樋川水系において、流域全体を対象としたあらゆる水害軽減対策を盛り込んだ関連計画の策定に向けて検討するものである。

また、検討結果に基づき、流域関係者が参加する関連協議会等の開催・運営に係る資料等の作成を行う。

2 事業内容

2.1 計画準備

業務の目的・趣旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

2.2 資料収集・整理

業務に必要な文献・資料・既往の類似調査に関する報告書等を収集及び整理し、とりまとめを行う。

2.3 関連計画作成のための基礎資料の作成

打樋川水系の水害軽減対策を推進するための関連計画作成に必要な基礎資料を作成する。関連計画は「打樋川水系流域治水プロジェクト（仮称）」及び「打樋川水系流域水害対策計画（仮称）」を想定する。

2.3.1 打樋川下流端水位の設定に関わるデータ整理・分析

打樋川水系で観測されている水文データと、打樋川水門及び打樋川排水機場の操作履歴結果等を整理・分析を行う。

2.3.2 水害軽減対策の基本方針

水害軽減対策の基本的な考え方、計画期間、計画対象区域、目標となる降雨、効果を設定する。

2.3.3 水害軽減対策の設定

河川管理者、下水道管理者など、打樋川流域関係者が行う水害軽減対策について、実施可能な整備メニューを設定し、基本条件を整理する。

2.3.4 水害軽減対策の効果

2.3.2 で挙げた水害軽減対策のうち、定量的に評価可能な対策についてその効果を算出し、2.3.1 で定めた目標となる効果が得られる整備メニューをとりまとめる。検討方法について

は、以下の関連業務の検討内容を参考として進める。

- ・「R5 阿土 三谷川 阿南・見能林 水害対策検討業務」
- ・「R6 阿土 打樋川他 阿南・津乃峰他 治水計画業務」

2.4 関連協議会等に関する対応

打樋川水系における関連計画の策定に関して必要となる、以下の対応を実施する。

2.4.1 「打樋川水系流域治水プロジェクト（仮称）」の作成

「打樋川流域治水協議会（仮称）」に提示する「打樋川水系流域治水プロジェクト（案）（仮称）」を作成する。

2.4.2 「打樋川水系流域水害対策計画（素案）（仮称）」の作成

「打樋川流域水害対策協議会（仮称）」に提示する「打樋川流域水害対策計画（素案）」を作成する。

2.4.3 関連協議会等の運営補助

「打樋川流域治水協議会（仮称）」及び「打樋川流域水害対策協議会（仮称）」に関する運営補助を行う。なお、協議会の開催は合わせて3回程度開催することを予定している。

(1) 協議会の資料作成

協議会に関する資料の作成を行う。なお、各協議会を開催するにあたり、関係機関との調整等に係る説明資料（案）の作成も含む。

(2) 協議会の運営補助

会場設営、写真撮影、議事録の作成等、協議会の運営補助を行う。

2.5 照査

業務の主要時点において、各種検討内容の調査を実施する。

2.6 打ち合わせ協議

打ち合わせ協議は、原則として着手時1回、中間時1回、成果納入時1回の計3回とする。

2.7 報告書等の作成

業務の成果として、その調査・検討結果等の特記仕様書に定められた項目に対応させて、調査・検討等の実施過程及び結果をとりまとめる。